

第 3 回 官業民営化等 WG 議事録（総務省ヒアリング）

- 1．日時：平成 17 年 6 月 22 日（水）15:30～17:00
- 2．場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
- 3．項目：官業の民間開放に関する各省庁ヒアリング
 - 公金の徴収・収納
 - 石油等の屋外タンクに関する審査
 - 消火器等の検査
- 4．出席：○規制改革・民間開放推進会議
 - 鈴木主査、原主査、白石委員、安念専門委員、大橋専門委員、福井専門委員
 - 総務省
 - 公金の徴収・収納
 - 自治行政局 行政課 課長 門山 泰明
 - 石油等の屋外タンクに関する審査
 - 消防庁 危険物保安室 室長 梅原 直
 - 消火器等の検査
 - 消防庁 予防課 課長 小林 恭一

公金の徴収・収納

○白石委員 お忙しいところをありがとうございます。それでは「公金の徴収・収納」に関しまして、5 分ないし 10 分程度で御説明をいただきまして、残り 20 分程度を質疑とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○門山行政課長 総務省行政課長の門山と申します。よろしく願いいたします。
それでは、お手元にヒアリング調査表がございますが、ヒアリング調査表の 2 枚目で御説明をさせていただきたいと思います。

事務・事業の内容といたしましては、公金の徴収及び収納に関して御質問をいただいております、2 点ございます。「9．個別の質問項目」といたしまして、現在私人が公金を取り扱うことは原則禁止となっているけれども、これを逆にして原則は私人でも可、例外禁止とすることについて見解はどうかというのが 1 点目でございます。これにつきましては、ここに書かせていただいておりますが、公金でございますので、取扱上の責任を明確にするということ。それから、公正の確保・厳正な保管ということがありますために、やはり原則は公金は私人に取り扱わせるという形を取らないという考え方を取っているわけですが、地方自治法では例外として私人に徴収・収納を委託できる経費というものを定めております。

具体的には、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金ということで、これを列挙して例外としているわけでございます。

この例外項目をつくっております理由は、ここに挙げましたような歳入と言いますのが、いつも徴収を必要とするものであるということ。それから、お支払いになる住民の方の便宜を考えても適当であるということ。それから間違いなく収納できるものであること。それから、場合によっては経費の節減ができるという性格があるので、そういう経費については私人による公金取扱いということを例外的に認めているというのが趣旨でございます。

このほかにも、地方団体の歳入につきましては、いろいろな法律がございまして、そういう個別の法令におきまして、私人への徴収・収納事務の委託を可能としているという例もあるわけでございます。具体的には、御高承のとおりでございますけれども、国民健康保険の保険料などにつきましては、平成 14 年に法律が改正されまして、私人の徴収委託ができるということになっておりますし、最近ですと平成 16 年に児童福祉法が改正されまして、保育所の保育費用でございますけれども、これについて私人に徴収委託できるという規定が入ったというような例がございますが、そういう個別法によって決めている例もあるというのが現状でございます。

それから、2 番目でございますが、地方自治体の公金取扱いの範囲を更に拡大してほしいという要望があるけれども、どう考えるかというお尋ねでございます。

これにつきましては、まず 1 つは地方自治法以外に徴収根拠が規定されている歳入について、どうするかということは、それぞれの法律で定めていただくしかないわけでございますけれども、一般的なものとして私どもの所管しております地方自治法に関わりますものについては、具体的なニーズを踏まえまして、先ほど申し上げました 4 つのメルクマールに照らして個別に検討していきたいという考え方でございます。

なお、昨年でございますけれども、地方団体の要望を踏まえまして、11 月に地方自治法施行令の改正をいたしまして、新しく物品売払代金というものについても、私人への徴収委託を可能という改正を行ったところでございます。

基本的にはそういうことでございます。

○白石委員 よろしゅうございますか。それでは、御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

私、特区の方の有識者会議も出ているんですけれども、今、特区の再検討項目の中に、大阪府と J C B が特区提案をしていて、クレジットで公金の支払いを検討されている中で、総務省さんの中にこれを検討するグループをおつくりになったということなんです、その審議状況はどういうものなんでしょうか。

○門山行政課長 特区で挙がっておりますクレジットカードなんですけれども、まず 1 つ性質としましては、今回の公金の徴収委託なりとは法律的には別の仕組みに

なっております。これにつきましては、要するにクレジットカードの支払い方法というのが、恐らく今の法律の仕組みと合うだろうという方式、第三者弁済方式という方式であれば接点があるかなということで、今、私どもクレジットカードの協会の方、大阪府の方、民間の有識者の方、特に民法の先生でございますけれども、お入りいただきまして、これまで2回研究会を開催いたしまして検討を進めているという状況でございます。

今までの検討の過程では、いろいろな方式を検討してみたんですけれども、やはりネックは地方自治法で債務の弁済について、第三者弁済方式というものの、いわゆる立替払いですね、その立替払いというのを許容していないという法律になっているのが、どうも一番のネックのようだというのでございますので、そこを法律改正する方向で今検討をしているという状況でございます。

なお、特区でやるかどうかという問題については、仮にクレジットカードで地方団体の支払いができるということであれば、これは特定の地域の団体だけではなくて、全国的にそうすべきものというふうに考えますので、事柄の性質としましては、地方自治法の改正という形での検討は必要だろうというふうに考えているところでございます。

○白石委員 特区の方の提案は、地方自治法の改正でできる。こっちはだめということですか。

○門山行政課長 こちらは、具体的には地方自治法の施行令で、ここにあります使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金というのが、今、挙がっております。要するに、ここで申し上げたい趣旨は、これ以外に具体的にやるべきものがあるということであれば、個別の検討をさせていただくのは勿論やぶさかではないんですけれども、具体的に思い浮かぶものが今ないという状況でございます。

○白石委員 どうぞ。

○大橋専門委員 課長がおっしゃった、去年の11月に施行令を改正して、物品の売払代金について私人に委託できるようにしたと。この場合の物品というのは、どの範囲まで言うのかということと、それから何か動産のように受け止められるけれども、不動産の売り払いをしたことに伴って得た支払いなんかも、これは拡大して私人に取り扱わせるお考えはないのかどうか。

○門山行政課長 今、大橋先生からお尋ねがありました、物品売払収入というのは、基本的には動産だと思っていただければと思います。例えば、農業試験場でつくっていた農産物などを売るとか、あるいは統計の本を売るとかいったようなものが物品売払収入であります。

同じように、財産売払収入の中には不動産の売払収入があるんですけれども、これは恐らく金額も物品と違いまして大きく張るものだろうと思いますし、特に第三

者の方に間に入っていただかなければならない性質のものかというふうに考えますと、特にだれか間に民間の方が入っていただかなければならないというニーズはないんじゃないかと。少なくとも、具体的にそういうニーズはお聞きしたことがないということで、物品のときには改正の対象にしておりません。

○大橋専門委員 課長が2点おっしゃった、その2点目は別として、1点目は不動産の売り払いがすべて膨大な金額になるというわけでもなくて、わずかな、ある意味では物品に毛が生えたぐらいの金額のものだってあるわけでしょう。ないですか。

○門山行政課長 思い浮かびませんが。

○大橋専門委員 観念的にはあり得るな。

○門山行政課長 観念的にはあり得ると思うんですけども、具体的には私の思い付く範囲ではないです。

○福井専門委員 4つの基準がございますが、例えば、1番の常時徴収を必要とする収入であることを要件としている趣旨は、どういうことでしょうか。

○門山行政課長 要するに、いちいち納入通知書を発して、普通の収入ですと御承知のとおり、そういう段階手続を経ますね。そうではなくて、例えば、プールの入場券のようなたぐいだと、毎日頻繁に利用者の方が来られて収納しますので、いちいち納入通知などを役人が発してやるということではなくて、委託されたようなところがまとめて民間の会社に委託してもいいわけですので、そういうところが収納委託でやれるという意味でございます。

○福井専門委員 繰り返し反復性が強いようなものならいいよという趣旨ですか。いいよというのは、委託費でもいいよということですか。

○門山行政課長 そうですね。どちらかというと機能的な説明なのかもしれません。演繹的に説明したというよりはですね。

○福井専門委員 しかし、これが基準なわけですね。こういう性格がある場合に限って委託して構わぬという基準ですから、それぞれの基準ごとに一種の、なぜこの基準が満たされれば委託になじむのかという趣旨があるはずですね。

例えば、物品売払ってそんなしょっちゅう必ず定常的に起こるわけではないような気がするんですが、それでも常時徴収を必要とする収入だと言えるんですか。

○門山行政課長 これは、それぞれに全部当てはまらないとだめという趣旨ではないんです。

○福井専門委員 これは「又は」ですか。1、2、3、4のいずれかに該当するという意味ですか。

○門山行政課長 基本的には、その複数に当たっているような経費が、ここに挙がっている使用料、手数料といったようなたぐいだという整理です。

○福井専門委員 複数ですか。1個に当たるだけではだめなんですか。

○門山行政課長 そういう厳密な分類をしたことはございません。

- 安念専門委員 これは、法定の要件ではなくて。
- 門山行政課長 法定の要件は、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人に徴収または収納の事務を委託することができるというのが法定の要件でございます。収入の確保と、それから住民の便益というのが法定の要件なんです。ちょっとそれだけでは余りに抽象度が高いものですから、もう少し今、こういう経費を上げている理由は何なのということで、私どもの方で頭の整理をいたしますと、こういったような理由づけがある経費について、今、対象になっておりますという御説明になります。
- 福井専門委員 固有の要件は、2と3だけなんですね。
- 門山行政課長 そうですね。そういうことでございます。
- 福井専門委員 そうすると、2の「住民の便益の向上が図られるものであること」というのは、これはどういう趣旨なんですか。
- 門山行政課長 要するに、便利な方がいいという趣旨です。
- 福井専門委員 要するに、委託した方が住民の便益の向上が図られるというのは、どういう場合をイメージすればよろしいですか。
- 門山行政課長 そうですね。いちいち納入窓口で手続をとってもらう必要はない場合等です。
- 福井専門委員 支払う方が面倒くさくないという意味ですか。
- 門山行政課長 勿論、そうですね。
- 福井専門委員 支払者にとって普通の公金納入手続を取るのが面倒くさくって、民間人にお金を払うようなやり方の方が楽だという場合ですか。
- 門山行政課長 そうですね。
- 福井専門委員 わからないでもないですね。
- 安念専門委員 違うでしょう。だって使用料から1号～5号までの債務者は別に住民と決まっているわけではないですから違いますよ。だから、住民の便益というのは、この債務者、支払者、弁済者の便益ではないはずですよ。
- 福井専門委員 では、人格的にはだれのことなんですか。
- 安念専門委員 知りません。
- 福井専門委員 住民というのは、住んでいる人ですね。要するに、債務者ではないんですか。この住民というのは。
- 門山行政課長 ここは、債務者になる場合もありましょうし、なる可能性があるということもありましょうし、両方でしょうけれども。
- 福井専門委員 潜在的債務者としての住民だということですか。
- 門山行政課長 余り詰めた議論はしたことないですけども。
- 福井専門委員 法令に書いているから、何か立法趣旨がありそうな気がしますけれども。

○門山行政課長 要するに、公の施設の使用料なんていうのは、典型的なんですけれども、例えば、音楽ホールの入場料というのを、いちいち納入通知書をもって、後日銀行の窓口でお支払くださいというようなものは、お使いになる方にとっては非常に不便ですね。

○福井専門委員 納入通知書でやるかどうかは、直接官営で収受する場合にも、多分いろんな方法があり得るわけで、単にそこで現金をもらって領収書を出しても構わないわけでしょう。

○門山行政課長 そうですね。

○福井専門委員 そうすると、この納入通知書が不便だから委託というよりは、そうではなくて、恐らく趣旨は納入通知書によらない支払いの方がお互いの便宜にかなうような場合ということだから。

○門山行政課長 それは先生のおっしゃるとおりです。

○福井専門委員 委託というよりも、むしろ公、官営、直営でも納入通知書ではなくて、その場で現金収受できるような場合、少なくとも債務者にとっては同じ手間ですね。

○門山行政課長 そうですね。例えば、今申し上げました文化ホールでいえば、そういう文化ホールを民間の企業なり、あるいは財団法人なりに管理をお願いしているという形を取った場合には、その人にやってもらうというのが、便宜としてもいいんじゃないでしょうかという意味になろうかと思います。

○福井専門委員 ある意味では、常識的な意味で、その方が効率的になるような場合は全般的に含むんだと、こう機能的に考えればいいわけですね。

○門山行政課長 はい。その場合は、経費的にも多分メリットが自治体側もあるだろうということです。

○福井専門委員 そうすると、前にやりとりがあった文書で、地方税、講座受講料、幼稚園授業料、公園占用料等、広く公金の徴収という例示があるんですけども、ここに当たるようなものでも、お互いその方が便利で、かつ間違いなく収入が取れるんだという場合であれば、要するに、抑制的、限定的に考えられるという意図ではなくて、実質的に広げていこうという御意思があたりということですね。

○門山行政課長 その前の文書というのは、恐らく誤解があるんだと思うんですが、例えば、講座受講料なんていうのは、経費の性質からいくとここで言う手数料に当たると思います。

それから、公園の占用料というのは、行政財産の目的外使用許可になると思いますので、使用料に当たると思います。

○福井専門委員 既にできるわけですね。

○門山行政課長 はい。できるはずです。

○福井専門委員 平成 16 年 10 月 27 日付、自治税務局企画課と自治行政局行政課

の連名の文書回答のコピーを今、拝見しているんですが、そこの当方の質問の中で、今のような例示があるんです。

○門山行政課長 はい。

○福井専門委員 お答えの中での、それらが既に認められているというのは、ここに明確には書かれていないので、むしろ今のお答えだと非常に前向きでありがたいと思うんですけれども。要するに、そういうものはもう既にできる範囲の中に入っているからOKだということであれば、非常に話が早いんですけれども。

○門山行政課長 多分このとき、平成16年10月には一般論でお答えしているんだと思いますけれども、今、福井先生が言われた講座受講料と公園のほかに、例えば、幼稚園の授業料というのは、これが学校でございますので、公の施設の使用料になりますから、これは今でも可能です。

それから、入場料というのは、これが何を指しているのかよくわからないんですけれども、多分施設の入場料だと思いますので、これはここの分類でいきますと使用料に当たります。そうすると、少なくともここで例が挙がっているものについてはできないというふうになってないのではないのかというのが私どもの理解でございます。

○福井専門委員 それは大変結構だと思います。それでは、地方税もいいわけですね。

○門山行政課長 地方税につきましては、この前ご説明を税務局からしていると思うんですけれども、一定のものについて通知をしたということで聞いておりますけれども、その細部は私は承知しておりません。

○鈴木主査 国税はいやがって仕方なかったけれども、地方税は積極的に民間開放するということを約束していただきましたから。

○門山行政課長 そうですね。コンビニ収納をやられていますね。

○鈴木主査 ですから、地方税でさえそうなのだから、手数料のたぐいは、民間開放を大いに促進すべきであるという理屈にはなるのですね。税金でさえそうしているのだから。

○門山行政課長 と申しますか、そういう意味では、今おっしゃった使用料、手数料に分類されるものは、現在でも可能な制度になっているわけございまして、ほかに何かないか、先ほど大橋先生がおっしゃった、不動産の売払収入辺りが、並べて見るとある。要するに、民間の方から地方団体がいただくお金としてはあるんですけれども、ほかに残っているもので可能性があるとしみますと、分担金、負担金というのがジャンルとしてありまして、ただこれは一番多いのが公共事業をやるときに、県が市町村からもらう負担金などというのがメインでございます。一般の方に関わるものと、例えば保育所の保育費用とか、民生費関係というか、福祉関係の費用で負担金と分類されるものが多いんですけれども、こういうのはほとんど個

別の法律、児童福祉法ですとか、老人福祉法でその徴収の根拠が決まっているものですから、それはそれぞれの法律をお持ちの省庁でお考えいただくしかないかなということでございます。具体的には学校給食のお話がどこかで挙がっていたと思うんですけども、これは学校給食法でどう整理されるか、文部科学省で御検討いただかなければならない世界なものですから、そういう意味で地方自治法の歳入科目をずらっと洗って見たんですけども、私どもが想定します限りでは、新しく政令を変えて、逆に言いますと政令がネックで今どこかに問題が生じている、あるいはお困りのところがあるというのは、想定できないなというのが私どもの今の認識でございます。

○鈴木主査 それぞれの項目ごとの金額ではどれくらい民間委託されていますか。

○門山行政課長 それはわかりません。

○鈴木主査 では、後ででも。

○門山行政課長 それは、全地方団体でございますので、私どもとしてはちょっとわかりかねます。

○鈴木主査 どこが一番委託が進んでいるとお考えですか。

○門山行政課長 そうですね。やはり公の施設というか、いわゆる施設の利用料関係、それから公営企業ということで水道ですとか、ガスですとか、交通、こういった分野なんかはかなり委託が進んでいるのではないかと。

私ども、経営という点でできるだけ委託した方が効率的なところは、委託を進めてくださいと。今度の行革指針でもお願いしているところでございますので、経営的なものはかなり進んでいると思いますが、ほかはむしろ具体的に住民の方からの御要望がある場合とか、具体的な受け皿がある場合に、それぞれ御判断になっているのかなというふうに思っています。

○鈴木主査 量的な浸透度というか、そのイメージを持ちたいので、全部などとは言いませんから、1つか2つでよいので、地方公共団体の中でどの程度、例えば手数料収入が何円で、その何%は民間に徴収委託をしているかということを聞いてみてもらえませんか。

○門山行政課長 恐らくこういう使用料、手数料のたぐいがメインだと思いますので、やっているとすれば市町村かなと思います。市町村でそういうことをデータの持っているところがあるかどうかは、ちょっと自信がないんですが、幾つか当たってみたいとは思っています。そういうデータをそもそもお持ちかどうかはちょっとわかりません。

○白石委員 どうぞ。

○安念専門委員 確かに、今、課長御説明いただいたように、令 158 条 1 項 1 号～5 号、この各号全部を寄せ集めてしまえば目ぼしい収入の項目は大体当たっているので、ほかに何があるのかはよくわからぬというのは、おっしゃるとおりだと思う

んですが、それなら包括的な決め方にしてしまうというのはどうでしょうか。つまり、ひょっとすると将来これに当てはまらないものが出るかもしれないわけだから、そのときにいちいち検討するのは面倒なので、もう包括的に民間委託していいよということにして、あとは各団体のリスクでおやりなさいという仕組みにしてみました方が早いんじゃないかという気がするんですが、いかがなものでしょうか。

○門山行政課長　今の安念先生の御質問が、多分1番目の御質問だと思うんですけども、結局地方団体の歳入で大きいところを言いますと、国庫補助金とか、交付税とか地方債・税というものになりますので、そういう大どころはやはり直接扱うしかないと思うんです。逆にそれを引っくり返して、原則は私人に委託可能と、ただ交付税はだめですよ、国庫補助金はだめですよというふうな書き方までする必要がありますのかというと、そこは相当疑問かなというふうに思っています。

○安念専門委員　ただ、国から来たり、他の自治体から来るようなものは、まとまった金で来るわけだから、当然現金を搬入・搬出するようなことはあり得ない話で、要するに、口座間の振り替えをするだけの話ですね。問題なのは、割にこういうたくさんあるけれども、一つひとつは小口だという、徴収等に手数料のかかるものということですね。それはどうですか。

つまり、全部やって悪いということないんじゃないでしょうか。つまり地方交付税や何かだって、銀行という形で民間を通すわけだけれども、そのことだけなわけでしょう。

○門山行政課長　先ほど若干申し上げましたけれども、一応歳入の区分ごとに分析はしてみたんです。それで、国と県の間のようなものについては除くとしめすと、結局、今できないことになっているのは、分担金、負担金というたぐいで、これは先ほど御説明申し上げましたような事情がございます。

もう一つは、財産売払収入の中の大橋先生の御指摘があった不動産売払収入。あとは寄附金というのも可能性はある項目かなと思うんですけども。あとは延滞金、加算金、過料のたぐいとか滞納処分費というものになってしまうものですから、結局具体的に要望が出てくる可能性があるとするれば、その分担金・負担金の中の個人負担の部分ぐらいなのではないかということとして、何かを想定、こういうものがありますということでの制度改正というのはあると思うんですが、何が出てくるかわかりませんがというのは、なかなか私ども法律の説明をする上でも、ちょっと難しいのかなという気がいたします。

○福井専門委員　例えば、こういう規定ぶりはどうなんですか。今の158条は次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入についてはということで、使用料、手数料、賃貸料、元利償還金というものを限定列挙しているわけですね。これを別に義務的な委託にする必要は全くないと思うんです。今おっしゃったように出てくる可能性があるものについて現段階でわからないとするれば、単に柱書きのところ、収入の

確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合には、私人にその徴収、または収納の事務を委託することができるとだけ書いてしまって、今の限定列举の1号～5号までを外してしまえば、まさに収入確保と住民の便益増進という基本的要件がかぶっていれば、あとは自治体の裁量でいいですよということになる。こうやってしまって何かまずいことが起きますか。

○門山行政課長　そういうふうに考えたことはなかったですけども、やはり一方では民間の方に受け取っていただくわけですから、その受け取る方がきちっと権限を持っている人だということが、払う方からしますときちっとしてないといかぬわけですね。やはり払ったけれども、全然関係ない人だったというわけにはいきませんので、そうするとやはり手続的なものはきちっと定めておく必要があるだろうと。どういう性質の経費だったら、こういうことは民間の方が受け取っていただく場合というのがあるんですよということが、ある程度わかるようになっていなければいけないのではないかとというのが、今の福井先生の観点と余り合っていないかもしれないですけども。

○福井専門委員　それは、多分身分証明書をちゃんと持っているとか、あるいは怪しげな者ではないですよという証明の話で、要するに、私人に事務の委託をするということは、契約行為が必ずあるわけですね。契約行為があって一種の委任に基づいて代理権なりが発生するわけですから、そのところを証明する書類を持っていて、怪しくない者だということを説明せよというのは、大いにやってもいいと思うんです。

それと、根拠法令としてどの範囲でできるのかということ、すごく細かく書くか、包括的に書いておくかという論点は、一応別問題だと思います。

○門山行政課長　法制的なお話としては、今おっしゃった書きぶりというのも選択肢なのかもしれませんが、ではどういう理由を持って是非とも改正したいというふうに我々が御説明できるかという問題がもう一つありますので、そうなりますと。

○福井専門委員　さっき何かありましたね。あり得るとしたら何とかという。

○門山行政課長　申し上げたのは、あり得るとしたら福祉施設関係の分担金、具体的には今ちょっとばらばらと見ただけなんですけど、例えば、民生費負担金の中で身体障害者の福祉施設の費用ですとか、老人福祉施設の費用ですとか、そういったものが個人のお支払いになられる費目としてはあるんですけども。

○福井専門委員　それは、いかにも実際ニーズがありそうですね。

○門山行政課長　ただ聞いたことはないです。

○福井専門委員　もしそういうものにニーズがあるということが確認できれば。

○門山行政課長　保育所の人に申し上げたんですけども、要するに、保育所の場合も児童福祉法の負担金だったんです。16年に児童福祉法の改正がされるまでは、これは私人による徴収委託ができない経費ですというのが、児童福祉法の解釈とし

てあったものですから、それができなかった。それが児童福祉法が変わりまして、できるようになったというふうに冒頭御説明申し上げたんですけれども、基本的にこういう福祉関係の施設の負担金は、個別の障害者何とか法とか、老人福祉の法律で徴収の根拠が定まっているものですから、そちらの法律の所管になってくるということでございます。

○福井専門委員　そっちの方で分担金という扱いをしていれば、少なくともこの1号～5号までには現在当たらないわけですね。

要するに、分担金か負担金かという法的性格はそれぞれの所管の福祉関係法令の個別法とかで決まっているかもしれませんが、どの種類の法的性格のお金であれば委託になじむかということの唯一の根拠法令は、この自治法施行令の158条なわけですから、根っこの方が直れば自動的にこっちに当たるようになるということはあるかもしれませんが、直さなくても、逆に例えば今の分担金をここで読めるようにしようとすれば、分担金を追加するという改正方法も一案です。しかし、そんなことをすれば将来的にまたいろんなものが出てくる可能性があると考えれば、いっそのこと以後の政令改正を面倒でなくするためには、各法列举、限定列举ではなくして、立法理由としては分担金を包含するようにするために変えましたと言え、それで済むような気がします。

○門山行政課長　児童福祉法の保育所に関して言うと、従来の解釈として、保育所の保育費用というのは、児童福祉法に徴収根拠がある費用なので、児童福祉法で根拠がない限り私人への委託はできないという解釈になっておりまして、入れるときにどの科目で入れるかという、分担金で歳入する。歳入科目としては分担金で受けるということでしたので、ここに分担金として列举しているんですけれども、逆に言うと個別法で禁止されているものはできないと。

○福井専門委員　だから、今のようなものが本当に禁止されていると解釈できるかどうかですね。そこが若干怪しい感じがするんですけれどもね。今、条文がないので正確なことは申し上げられませんが。

○白石委員　普通は、保育料って銀行引き落としになっていますよ。

○原主査　今、ここの利用手数料という項目だけ言っていますけれども、私人というところの範囲も、先ほど第三者弁済方式でクレジット会社の話が出ましたけれども、いま白石さんから出ましたけれども、銀行引き落としとか、いろんな決済方法を既に取りっているので、内容的なところもありますけれども、実質的にかなり第三者とか私人とかというふうになっているんじゃないでしょうか。

○門山行政課長　今、白石先生おっしゃった銀行で口座振替になっているというのは、それは別の規定がございまして、口座振替による支払いというのもできますという規定がありますので、これは私人への徴収委託とは別でございます。

○白石委員　それって手続論ということですか。法律ではだめだけれども、手続論

としてはいいと。

○門山行政課長 いや、口座振替という方法で支払いをすることはできますという規定が別にございます。

○福井専門委員 特例が既にあるということですね。

○門山行政課長 ほかに小切手でも払えますとか。

○安念専門委員 公金の取扱いの方法ではなくて、弁済の方法として位置づけられているんです。

○門山行政課長 そうです。ですから、これは、要するに、私人の公金取扱いというのは、役所に代わりまして民間の方が、会社の場合もありますけれども、代わってお金を受け取っていただくという方式でありまして、振り込む側が口座振替で払えるとか、郵便振替で払えるとかいうものは、今、安念先生おっしゃったようなことでございます。だから、ちょっとジャンルが違うということです。

○白石委員 ほかによろしいでしょうか。それでは、鈴木主査が出された宿題の件は後ほどよろしく願いいたします。

○門山行政課長 はい。先ほど申し上げましたように、そういうふうに分類している団体があればですけれども、当たってみたいと思います。

○白石委員 それでは、どうもありがとうございました。

石油等の屋外タンクに関する審査

○白石委員 それでは「石油等の屋外タンクに関する審査」に関して、5分ないし10分程度御説明いただいたあと、意見交換をさせていただきたいと思います。

暑いので、上着をお脱ぎください。

○梅原危険物保安室長 消防庁危険物保安室長の梅原でございます。

それでは、調査票に従いまして、御説明させていただきます。

「事務・事業名」は「石油等の屋外タンクに関する審査」でございまして「根拠法令」は、そこに書いておるとおりでございます。

この業務は、後ほど事務・事業の内容のところでも御説明いたしますけれども、市町村長等から危険物保安技術協会に委託できるということになってございまして、これに基づいて協会が実施している業務ということでございます。

この協会の「従業者数」は41名で、現在、検査要員は26名ということでございます。

「予算額」は、17年度の予算で申しますと、この業務も含めて、全体で15億でございまして、屋外タンクの審査に関する業務は、約5億というところでございます。

「事務・事業の内容」でございしますが、あとでお配りしました写真をごらんいた

だきたいと思います。特に、大規模な特定屋外タンクと申します屋外タンクの特徴的な事故を3つほど写真で示してございます。

どういう危険性があるかということでございますが、1枚目は昭和39年におきました新潟地震でございまして、当時の昭和石油の新潟製油所は壊滅的な打撃を受けたということでございまして、今この写真で煙を上げているような地域が製油所の地域でございます。タンクも多数被災いたしまして、更に周辺の住宅にも延焼したと、こういう事例でございました。

2枚目でございますが、これは昭和49年に起きました岡山県倉敷市の三菱石油重油流出事故でございます。瀬戸内海にかなり広範に重油が流出いたしまして、当時の漁業被害だけでも500億を超えるというような事故でございました。

この事故を契機にいたしまして、特に大規模な屋外タンクの構造基準を見直すべきであるということで、いろんな技術基準の改正が行われました。併せて検査体制の充実を図るようということで、当時の法律改正のときの附帯決議にもございまして、これを受けて危険物保安技術協会が設立されたと、そういう契機になった事故でございます。

3つ目は、御記憶の方もおられるかもしれませんが、一昨年北海道の苫小牧で起きましたナフサタンクの火災でございます。かなり長時間燃えまして、北海道地域の燃料の供給にもかなり支障を生じるのではないかなというようなことも懸念されて、周辺の住民の方も非常に不安になったと、こういう事故でございます。

写真の説明は、以上でございます。

このように、特に大規模な屋外タンクは、非常に潜在性、危険性が高いという特徴を持ってございます。

戻っていただきまして「事務・事業の内容」でございしますが、石油等の危険物を扱う施設につきましては、原則的には市町村長が許可を行って、検査をする。そののちに、施設の使用ができると、こういうことになってございますが、特定屋外タンクと言われる大規模な屋外タンクの場合につきましては、先ほどの昭和49年の事故を契機にいたしまして、漏えい事故などを防ぐ観点から、高度な技術的内容を盛り込んだ基準になってございます。

したがいまして、市町村長といたしましては、こうした審査に対応するために、専門技術職員を確保するというのを、どこの市町村でも行うということになりますと、かなり非効率的であること。また、すべての市町村がそうした技術専門職員を確保するというのも困難であること。こういうことから、委託に基づいて審査業務が行えるような機関として、危険物保安技術協会というのが、昭和51年に設立されたと、こういうものでございます。

したがいまして、危険物保安技術協会の業務としては、こうした屋外タンクの委託に基づき行う審査業務ということが、事務・事業の内容でございます。

「民間開放の状況」でございますけれども、従来から消防法の規定でも、市町村長は危険物保安技術協会に委託することができると、こうされてございまして、自らそうしたスタッフを抱えておれば、市町村長自ら審査も行います。

また、他の民間機関への委託も妨げるものではないということでございますので、従来より民間法人は、消防、市町村長等からの委託を受けて審査を行えるような、こういう仕組みになっておるといえるものでございます。

7番目の「当該事務事業を廃止した場合の影響」でございますが、先ほども申し上げましたように、大規模な屋外タンクの場合には、一旦事故が起きたときの影響が非常に大きいということでございまして、これに対応するために、こうした事故を起こさないために、特に高度な技術的審査が必要になっている。

一方、大規模な屋外タンクについて、個々の市町村長がそれぞれ審査を行うことは効率的ではないということで、そのために屋外タンクの専門家というものを確保いたしまして、市町村長等からの屋外タンクの審査の要請に対して、いつでも確実に受け皿となるような専門機関が最低1つは必要であるというものでございます。

「更なる民間開放についての見解」でございますけれども、先ほど6のところでも申し上げましたとおり、もともと従来から民間開放がされております。私どもがすべてのケースを承知しているわけではございませんけれども、いまだ参入しているところは、現在のところ承知をしてございません。

2枚目でございます。

「個別の質問事項」でございますが、「石油等の屋外タンクに関する審査を、民間の自主規制に委ねることについての貴省の見解如何」というものでございます。繰り返しになりますが、大規模な屋外タンクで事故が発生いたしますと、事業所内だけではなくて、周辺の住民の方の生命、財産等にも非常に大きな影響が生じる。環境上の問題もございまして、エネルギー供給に支障を来すといったことも生じるということでございます。

一方、現在の屋外タンクの我が国の状況でございますけれども、新たに屋外タンクを設置するという動きは極めて少なく、昭和40年代とか50年代ぐらいまでにつくられましたタンクが、そのまま継続しているというものでございまして、設置からの経過年数の長期化ということで、施設の老朽化の問題がかなり大きな問題になってございます。

また、厳しい経済環境を受けて、石油事業者などが設備の点検・維持管理補修等にかけております投資額というものも減少している影響もございまして、こうしたところで、現在屋外タンクを含めました危険物施設全体の事故、特に経年的な劣化など、管理面に起因するような事故が増加傾向にあるということを非常に懸念しているところでございます。

こうした事情をかんがみますと、市町村長等が石油等の屋外タンクに関する審査

を委託する機関として、当然のことながら公正・中立性が必要であるという理由から、民間の自主規制に委ねるということは、困難であるという考え方でございます。

2つ目でございますが、石油等の屋外タンクに関する審査自体が定型的業務であるということで、主体を完全に民間に委ねるべきと、こういうことの見解でございますが、先ほど申しましたとおり、従来からこうした屋外タンクの技術基準に対応するような高度な専門知識、経験を有する民間法人であれば、市町村長等からの委託を受けて、石油タンク等に係る技術的な審査を行うことができると、こういう仕組みになってございます。

一方で、屋外タンクの審査業務というのは、いつ申請が出てくるのかわからないわけでございますから、安定的な実施を行わなければならない。大規模な屋外タンクの審査等の要請に対して、確実な受け皿として委託を行えば、常にそれが受託されるような高度な専門知識を有する審査機関が最低1つは確保されていなければならない。

そのため、設立あるいは解散が自由である民間企業のほかに、民間法人であります危険物保安技術協会に業務を行わせる、こういうことで国民の安全を確保する本制度の運営が担保されていると、こういうふうに考えているところでございます。

最後でございますが、特定屋外タンクとそれ以外のタンクについての審査手続、あるいは審査水準の違いでございます。

特定屋外タンクというのは、何度も申し上げますけれども、事故が発生した場合の影響が非常に大きいと。何万キロ、あるいは十何万キロといった危険物を貯蔵してございます。

したがって、それ以外の屋外タンクと共通するような、例えば配管の基準ですとか、消火設備の基準です。こうした基準に加えまして、例えば大規模な屋外タンク固有の本体に作用する荷重ですとか、本体の溶接方法とか、あるいはタンク荷重を支えます基礎地盤の支持力の問題です。

こうした詳細な高度な規定が定められているという現状でございます。それは、屋外タンクが持っている固有の危険性に応じて、このような規定が定められているというものでございます。

併せまして、こうした本体の溶接部とか基礎地盤に関しましては、すべてが完成した後では適合性の確認が困難ということから、工事の途中段階におきましても検査を受けるということが義務づけられているというものでございます。

また、こうした許可、検査に当たりましては、小規模な屋外タンクでありますと、消防職員の方が日常的にも検査ができますが、こうした技術、知識に加えまして、特定屋外タンク固有の問題といたしまして、例えば基礎地盤であれば土木工学の専門的な知識、上物のタンクでありますと機械工学的な専門知識とタンクの設計、あるいは施工、検査に関する経験といったものが是非とも必要であること。非破壊検

査の技術などについても、知識、経験が必要であるなど、こういうことが必要とされるものでございます。

こうしたことから、市町村長としましては、屋外タンクの許可や審査に際しまして、高度な知識経験を有する危険物保安技術協会に、その審査を委託できると、このようにされているというところでございます。

説明は、以上でございます。

○白石委員　ありがとうございます。

それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。

1点よろしいでしょうか。2003年9月に起こった出光興産の製油所のタンク火災、これは地震を契機として起こったというふうに聞いておりますが、多分、危険物保安技術協会さんが検査に関与されていたと思うんですが、高度な専門家集団、技術集団であって、こうした地震による、このような被害が起こるということは、想定し得なかったのでしょうか。

○梅原危険物保安室長　苫小牧の事故以前のタンク本体の技術基準というのは、水島の事故、これは地震ではございませんが常時貯蔵されていた状態でタンクが破損したわけでございますが、こうしたタンク本体の構造強化というところに主眼が置かれてございました。

苫小牧の事故でございますけれども、浮き屋根式の屋外タンクと申しまして、タンクの屋根が固定ではなくて、危険物の上に浮いているような、落としぶたのような状態でございました。

今、超高層ビルなどでも話題になってございますけれども、従来の加速度的な短周期の地震動ではなくて、周期が数秒から十数秒くらいの長周期の地震動の影響で、大きなタンクですと液面がかなり大きく揺れること。こういう現象そのものは従来からわかっておったわけでございますけれども、苫小牧での十勝沖地震のときの長周期地震動の影響は、特に大きかったと。このために、想定されている以上の液面揺動が起きて、浮き屋根が沈下したと、こういう状況でございました。

これを受けて、昨年消防法令の改正を行いまして、最近解明されましたこうした長周期地震動に対するタンクの技術基準というものは、今年4月から施行をするということにいたしてございますので、こうした苫小牧で起きたような火災事故に対しては、今後タンクの改修等を行っていただきまして、再発防止を図ってまいりたいというふうに思っております。

○白石委員　高度な専門家集団、技術集団であっても、万能ではないということですね。

○梅原危険物保安室長　地震というのは、例えば新潟地震のとき、あるいは宮城県沖地震のとき、日本海中部地震のとき、あるいは阪神大震災でもそうですが、ほかの構造物でもそうでございますけれども、従来想定されていなかった新たな技術的

な課題が被害のモードによって現れてくるというのが幾つかございまして、こうした苫小牧の十勝沖地震の際にも、長周期地震動の影響という新たな課題が明らかになったというふうに認識してございます。

○白石委員 それを公がやっても、民がやっても同じようリスクがあるというような理解でよろしいでしょうか。

○梅原危険物保安室長 技術基準につきましては、私どもが責任を持って、最低限の安全性を確保するということで定めているわけですが、この事故を契機にして、どういうメカニズムでこれが起きたのか、今後も再発の可能性があるのかということが検証されれば、これを私どもで消防法の技術基準の中に取り入れて、すべてこれを守っていただくような方向に、安全性の向上を図っていくということを考えてございます。

○白石委員 消防法の技術基準の中に取り入れたものを、民が踏襲するという考え方は、おありではございませんか。

○梅原危険物保安室長 勿論、十分に内容を理解していただいて、それに適合するような改修は事業者自らしていただかなければならないわけですが、それが改正されたような基準に、まさに適合するかどうかという最終的なチェックは行政機関が引き続き行っていくべきではないかという考え方です。

○白石委員 なぜ、行政機関が最終的に行わなくてはいけないのでしょうか。

○梅原危険物保安室長 消防法の全体のスキームもそうでございますけれども、何度も申し上げているように、特に大規模な屋外タンクの場合には、非常に事故の影響が大きいと。こうした影響が起きないような施設が使われているということを公的な機関が確認する必要があるというふうに思っております。

○原主査 必ずしも公的な機関ということにはならないというふうに思います。

御説明の中で、今あまり新たにこういったタンクを設置するところはもうそれほどなくなってきているというようなことがありました。

あと、業務内容を見ますと、こういった審査だけではなくて、かなりいろんな業務、調査研究ですとか、技術援助ですとか、試験確認等の実施、講習会とかというふうに、本来やるべき業務というよりは、非常に多方面にいろんな業務を広げていらっしゃるというふうにもお見受けするんですけれども、そうすると、他の業務も含めて、必ずしも公的なものでなくてもやれるのではないかな、変わってきているのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○梅原危険物保安室長 タンクの審査業務は、認可法人としての性格を持つ危険物保安技術協会の受け皿としての業務というふうに考えますが、その他の試験確認業務ですとか、調査研究業務は民間と同じレベル、同じ立場で、事業者の方からの要請に基づいて実施している支援業務だというふうに思っております。

今、いろいろな事故が増えてございまして、御指摘されましたような、例えば保

安情報を皆さんで共有していただくとか、事故を減らすためにいろんな研修を行うというものも、事故防止のためには重要な業務だというふうには思っています。危険物保安技術協会に限られたものではないというふうに思います。

○鈴木主査 これは、民間開放しておるけれども入ってこないと書いてありますけれども、理由についてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○梅原危険物保安室長 定かにはわかりませんが、1つには屋外タンクというのは、かなり特殊な分野であるというふうに思います。

形態的には、比較的単純なんですけど、上の入れ物に係る荷重というのが十数万トンとかという、非常に巨大な荷重が係ります。下の荷重を支える部分の基礎地盤というのが、必ずしも強固なものであればいいかということそうではなくて、例えば80mとか90mぐらいのタンクで、底板の厚さは12mmぐらいでございまして、構造部材ではございませんから、薄い鋼板でつくってございます。

そういったしますと、上に係る大きな荷重をうまく地下に逃がすと言いますか、地盤で支えるような、しなやかに伝達するような、こういう機構が必要でございまして、これは屋外タンク特有の技術的な問題だと思います。

こういう経験によって培われて把握されてきたような屋外タンクの安全の問題というものを理解される土木技術者とか、機械工学の技術者というのは、国内に多数おられるわけでもございませんから、こうした審査業務を民間が行うということになりますと、オールラウンドに全部のことがわかる方が一人でやるというわけにはいかないと思いますから、溶接ですとか機械とか土木とか、いろんな分野の方を集める必要があると思います。

しかも、要請に基づいて迅速に対応していく。そういった迅速なサービスを提供しようということになれば、一組ではなくて、幾つかのグループを確保しなければいけないということで、そういう意味では、かなりこうした審査機関と言いますか、民間の機関でおやりになるにしても、結構スタッフを確保するという点でも大変だなというふうには思っております。

○白石委員 1点確認なんですけれども、7番に書いていただいている個々の市町村長がそれぞれ高度な技術的審査を行う体制を整えることは、効率的ではないということが書いてあるんですが、法律の中にタンクがある当該市町村が、検査体制を整えなければいけないというようなことが書いてあるわけですか。なぜ、個々の市町村長がというふうに書いてあるんですか。

○梅原危険物保安室長 一番最初に申し上げましたけれども、こうした危険物施設の許可とか検査は、市町村長が行うというふうになってございます。そういったしますと、高度な技術基準に基づいて設置される屋外タンクの審査とか検査は、市町村長が適合しているかどうかという判断をしなければいけないわけでございます。

ただ、かなり難しい技術基準について個々の市町村長が判断を行うということに

なれば、例えば土木の専門家とか、機械工学の専門家をそれぞれの消防本部ごとに抱えなければならない。年間何件か出てくるようなものに対して、常時職員を抱えているということは、全国的に見れば効率的ではないというふうに思います。

○白石委員 市町村長が行うことは間違いのないわけですが、実施主体が公務員でなくとも、民間会社であればいいわけですね。

○梅原危険物保安室長 適否をチェックする業務をどこかに委託するということは、別に構わないと思います。

○大橋専門委員 消防法の11条の3を見ると、審査は市町村長が行うんだけれども、それを危険物保安技術協会に委託すると、法律上、もう委託先を書いてあるわけですね。

○梅原危険物保安室長 委託することができると書いてあります。

○大橋専門委員 これを危険物保安技術協会という個別の名前ではなくて、例えば、民間の保安検査協会みたいなものに委託することができるということに、改正することによって、民間開放を進めるという考えはないですか。

○梅原危険物保安室長 どこからの委託に対しても、必ず受託をしなければならないような機関というのは、受け皿として1つは必要だというふうに考えてございます。ここはやるけれども、こっちはやらないということでは、断られてしまう市町村長は非常に審査に不都合を生じてしまうわけでございますから、必ず受託するような機関というものは必要だというふうに思っております。

○大橋専門委員 どういう意味ですか。ちょっともう一回説明してください。

○梅原危険物保安室長 危険物保安技術協会は、市町村長から委託を受けたときには受託しなければならないという義務を負わされてございます。どういう種類のタンクであれ、どこの地域のタンクであってもということです。

○大橋専門委員 危険物保安技術協会に義務を課しているのは、何条ですか。

○梅原危険物保安室長 16条の36でございます。

○安念専門委員 では、一般の株式会社であっても、同じように義務を課せばいいだけの話ではないですか。

○梅原危険物保安室長 義務を課せば、それは構いませんが、例えば、営業エリアはここですとか、そういうことで排除されてしまうような市町村が出た場合には、困ると思います。

そういう民間企業が必ず現れるかどうかということも定かではないわけでございます。

○安念専門委員 少数ではあれ、とにかく技術者集団はいるわけですね。民間企業がやるかどうかというのは、要するにビジネスとしてペイするかどうかの話ですから、要するに手数料、検査料とか審査料というのを払ってもらえれば、それはやるに決まっていると思います。

- 白石委員　そもそも検査料とは、どれぐらいのものなんですか。
- 梅原危険物保安室長　基本的には、自治事務でございますから、市町村の条例で定めてございますけれども、この審査業務に関しましては、標準手数料令という中で定めてございます。
- 白石委員　検査料がペイするものであれば、民間参入は進みますね。
- 梅原危険物保安室長　そうですね。数十万円というようなオーダーだと思います。
- 白石委員　タンクの規模に関わらずですか。
- 梅原危険物保安室長　規模によって異なります。
- 白石委員　数十万は、例えば 20 万とか 90 万で全然違いますが、どの程度のもので、数十万なんですか。
- 梅原危険物保安室長　1,000kl 以上の屋外タンクは、1,000 K ～ 5,000 K でございますが、これを新たに設置する場合には、90 万円。変更許可の場合には、2 分の 1 になって、45 万円ということでございます。
- 大橋専門委員　もう一回 11 条の 3 の解釈を聞かせていただきたいんですけども、私の理解では、市町村というのは、それほどこういう分野でスタッフもいないし、専門家もいないから、そうすると検査をしなければならない、あるいは審査しなければならないとなると、どこかにお任せするしかないわけですね。
- そして、お任せする先として、消防法 11 条の 3 というのは、危険物保安技術協会という名指しをしているわけです。つまり、危険物保安技術協会のある意味では独占を認めているということなんですね。
- 梅原危険物保安室長　そういう意味ではございません。
- 大橋専門委員　できるというのは、どういう意味なのかよくわからないけれども、市町村は自分でやってもいいですと。だけれども、11 条の 3 というのは、場合によっては保安技術協会に任せてもいいという意味合いなんですね。
- 梅原危険物保安室長　確実な委託先として、危険物保安技術協会というものが存在しているというものでございまして、ほかを排除しているものでもございません。
- 大橋専門委員　ほかというのは、何ですか。
- 梅原危険物保安室長　例えば、一般的な民間のコンサルのようなところに審査を委託するということを禁止しているものでもございません。
- 勿論、市町村長がスタッフを抱えていれば、それは当然禁止してございません。
- 大橋専門委員　だけれども、そんなことは普通はないですね。
- 梅原危険物保安室長　一部の大規模なところでは、そうした実態もあらうと思います。
- 白石委員　市町村がどれぐらい自前で検査しているかという件数は、おわかりでございませうか。
- 梅原危険物保安室長　危険物保安技術協会が受託している件数は承知してござ

いますけれども、独自にやっているところは承知しておりません。

○鈴木主査 11条の3は、そう読むのでしょうかね。危険物保安技術協会に委託することはできる。もとより自分でやることはできる。自分でやるときには、危険物保安技術協会以外のものに、委託してもよいというところまで、これは読み切れるのでしょうか。

○梅原危険物保安室長 私どもは、そのように理解しております。

○鈴木主査 そう理解しておるわけですか。

○梅原危険物保安室長 はい。

○大橋専門委員 11条の3は、委託先を指名しているのではないですか。

○梅原危険物保安室長 危険物保安技術協会に委託しなければならないという趣旨で、規定しているものではございません。これは、民間法人化をしたときの国会答弁でも、そのようなお答えをいたしております。

○大橋専門委員 その国会答弁をいただけますか。

○梅原危険物保安室長 はい。後ほどお渡しいたします。

○鈴木主査 これは、参入していないけれども、もしそういう民間のものを想定するとしたら、どういうものを想定するのでしょうか。タンクメーカーですか。

○梅原危険物保安室長 利害関係者ではまずいとは思いますが、そうでないような専門技術を抱えている民間の試験機関とか、こういったところかなというふうに思います。

○鈴木主査 そうするのは、タンクメーカーにはないですね。

○梅原危険物保安室長 タンクメーカーが入札で受注する場合もあるわけでございますから、あらかじめその可能性のあるところが審査するのはどうかなというふうには思います。

○大橋専門委員 もし、自由化したときに、どういうところが入り得るかという話と関連して申し上げますと、例えば、こういうタンクの検査というのは、消防部局だけではなくて、ある意味では、例えば高圧ガスだとか、あるいは労働災害だとか、そういう観点から検査を行っている機関があると思うんですけれども、そういうところが危険物保安技術協会と競争状態になるということが私は一番必要なだろうと思うんです。その妨げが11条の3ではないかなと思っています。

○梅原危険物保安室長 高圧ガス、あるいは労働安全衛生関係の検査機関との言わば相互乗り入れの問題は、数年前にも議論されまして、保安四法関係の事業者の方を入れた検討会の中でも、相互乗り入れができるような環境を整備するということで、消防法の中でも、例えば高圧ガス関係の検査を行っている団体が参入をできるようなことを明確にしておりますが、今のところ参入で手を挙げている団体というのはございません。私どもは、そういう申し出があれば、幾らでも思っているように思います。

○ 安念専門委員 11条の3の読み方そのものですが、これはどういう意味なんですか。この読み方は、市町村長は自前でやるか協会に委託するかのどちらかだということですか。それともほかにも委託できるということですか。

○ 梅原危険物保安室長 そうです。協会は、常に断れないような機関です。

○ 安念専門委員 サービスはすると。しかし、ほかの民間事業者がいれば、そこに委託してもよいということですか。

○ 梅原危険物保安室長 それを排除するものではありません。

○ 安念専門委員 排除するものではないという御趣旨ですね。わかりました。

協会を完全に民営化するという選択肢についての御検討はいかがですか。つまり、普通の株式会社にしてしまうということです。

○ 梅原危険物保安室長 協会には、かなりの義務を課しているわけでございますし、公正・中立な機関としての総務大臣としての関与というものは、引き続き必要だというふうには考えてございます。

○ 白石委員 これは、法律の後の方の条文をずっと拝見しますと、協会を設立する上で、かなりハードルが高いですね。

○ 梅原危険物保安室長 危険物保安技術協会のことですか。

○ 白石委員 そうです。第2節のところで、発起人が学識経験15人以上とか、役員について解任、選任は総務大臣の認可を得なければいけないとか、評議員を置けとか、これに変わる新たな協会を、例えば一都六県なんかでつくるときに、これと同じ形式を踏襲しなければできないということですか。

○ 梅原危険物保安室長 そんなことはございません。民間の受託機関でございますから、任意です。

○ 白石委員 これは、当該協会を定めているということですか。

○ 梅原危険物保安室長 そういうことです。ほかの団体は、それに拘束されるものではございません。ただ、一定の技術レベルがなければ、委託の対象にはなり得ないというふうに思います。

○ 白石委員 一定の技術レベルを規定する根拠みたいなものは、どういうふうなものがあるんですか。

○ 梅原危険物保安室長 特にございません。ただ、危険物保安技術協会に関して言えば、例えば、検査員の資格などは、土木の大学を出て、一定の経験を持っている者といったような定め方はしてございます。一定レベル以上を確保するためです。

○ 原主査 関連してなんですけれども、消防法のつくり方からして、第1章からずっと見ていくと、第3章の2で、この協会が書かれていて、そして、第4章の3では、検定協会が書かれていて、だから、もう法律の中に完全に組み込まれているので、第11条の3項は、そのようには読みませんというふうに言われても、後ろでやはりもうそこしかないというような形の構成になっているというところが問題

ではないのでしょうか。

○梅原危険物保安室長 何回も申し上げますけれども、私どももそういう認識ではおりませんし、国会の場でも、そのようにお答えしておりますし、一般の認識もそのようになっているというふうに理解してございます。

○鈴木主査 だけれども、奇妙な書き方ですね。国会答弁で何と言っているのか、ちょっと見せてください。

○梅原危険物保安室長 後ほどお見せいたします。

○白石委員 お時間も過ぎてしまいましたので、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

消火器等の検査

○白石委員 それでは、「消防用機械器具等の検定」に関して、御説明を5分ないし10分程度でお願いいたします。

○小林予防課長 消防庁予防課長の小林でございます。ヒアリング調査票に従って御説明をいたしたいと思えます。

「消防用機械器具等の検定」ということで、「1．根拠法令」が消防法第21条の2ということでございます。

「2．実施主体」は、日本消防検定協会でございます。

検定協会従事者が、平成17年2月の時点で91名。

「4．予算額」は、今年度で約十八億円余りという団体でございます。

「5．事務・事業の内容」でございますが、防火対象物、建築物と考えていただいてよろしいんですが、それに設置される消防用機械器具等について、個々の検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた検定対象機械器具等の形状等と同一であるか否かについて検定を行うというものでございまして、検定対象機械器具といたしますのは、スプリンクラーヘッドだとか、自動火災報知器の感知器でありますとか、消火器でありますとかそういったようなもので、14品目ございます。

「6．民間開放の状況」でございますが、昭和61年に法改正がありまして、それまでは協会が業務独占をしていたわけですが、検定業務の実施主体に協会のほか、当時は自治大臣だったと思いますが、総務大臣の指定する者（指定検定機関）を加えることとされました。

また、平成14年に法改正がございまして、この指定検定機関が株式会社でもいいというように要件を改めました。

平成15年の法改正では、指定検定機関という制度から登録機関制度ということで、客観的な基準を満たせばどんな法人でも参入できるというふうに、これはほかのいろんな制度と同じように並行して登録機関制度に移行しております。

それでも、なかなか参入がないということで、14 品目すべての検定を行う設備や機械器具等を備えることが困難であるというようなこともございましたので、これを 3 種類に分けました。自動火災報知器のような電気系のものと、消火器のような化学系のものと、避難器具のような機械系のものですが、そういったふうに 3 つに分けて民間参入の促進の措置を講じております。

「7．当該事務事業を廃止した場合の影響」ということでございますが、消防用機械器具等につきましては、その性能が国民の生命・身体及び財産の安全性に直結するということでございます。

それから、欠陥による火災の被害が使用者だけでなく当該建築物の利用者や周辺住民まで広く及んでしまうというようなこと。火災になるまでわからないというふうなことなんですが。

火災のときに初めて使うということで、日常的に性能確認が行えないということです。欠陥がわかったときには手遅れということです。

事後チェックが働かないので、市場原理による粗悪品淘汰が困難である。

そういうことなので、個々の製品について安定的な検定制度的によってその性能を保証することが必要だというふうに考えております。

検定制度が廃止された場合には、品質及び性能に欠陥がある消防用機械器具等が流通して、消火や人命救助等に支障を生じ、国民の生命及び財産に危害を及ぼすということだろうと考えております。

「8．更なる民間開放についての見解」ということでございますが、6 で言いましたように順次民間開放の措置を講じてきておりますけれども、いまだ参入がない状況でございますが、平成 16 年 6 月から業務区分の細分化をしたりしておりますので、参入しやすい条件になっておりますから、当面その様子を見守りたいというふうに考えております。

2 枚目でございますが、「消火器等の検定・鑑定に関する技術上の規格を、民間の自主規制に委ねることについての貴省の見解如何」ということでございますが、消防用機械器具等につきましては、火災が発生したときに初めて使用されますし、その時点、その現場で確実な性能の発揮をすることが必要であるというようなことから、個々の製品についてその性能が保証されるということが必要だというふうに考えておりました、このために一定水準以上の性能を有する規格について国として保証して、これに基づいて消防用機械器具等の検定を実施するということで、消防用機械器具等への一般の信用が保たれているものと考えております。

なお、「検定・鑑定」というふうに並べて書いてありますが、鑑定につきましては、事業者から要望のあったものについて、検定協会の設備と能力を活用して性能の有無を証明している任意の制度ということで、検定とは異なって法的な義務付けはないというものでございます。

それから、「消火器等の検定・鑑定業務自体は、裁量の余地がない定型業務であるため、少なくとも実施主体は完全に民間に委ねるべきと考えるが貴省の見解如何」ということについてでございますが、先ほども申し上げましたように、登録検定機関制度を採用しまして、株式会社でもいいということで、民間開放をしているにもかかわらず参入がないということを考えますと、検定は義務にしておりますので、基本的にはその設立及び解散が自由である民間企業に完全に委ねるということとは困難ということで、先ほどもありましたが、少なくとも1つは制度的に確保しておく必要があるということで、日本消防検定協会に当該事務を実施させることが必要ではないかというふうに思っております。

鑑定につきましては、先ほど御説明しましたように、完全に受検の可否等は完全に事業者にゆだねられておりますので、このことについては余り関係ないのではないかと思います。

「消火器等の検定を、再び義務制から任意制に移行させることに関する貴省の見解如何」というのは、昭和39年からこの検定制度が始まっているわけございまして、それまでは任意制だったということからの御指摘と思いますが、昭和38年当時、粗悪な消防用機械器具等が出回っておりまして、任意の検定制度では粗悪品の流通が抑制できないというようなことから、国会での指摘もありまして、検定制度を強化して、強制検定に改めるということにしたものというふうに聞いております。

また、先ほどの繰り返しになりますが、以下4つのようなことで、なかなか個々の製品について保証していることを義務付けることは必要不可欠というふうに考えております。

それから、お配りしましたが、「国民生活センターが実施したエアゾール式簡易消火具のテストについて」というものをお配りしておりますが、これは個々の住宅で使うエアゾール式の簡易消火具、消火器の小さなものというふうに考えていただければよろしいと思いますが、これは特に検定をしておりますませんが、これにつきましては、特にここ2～3年前からテレビショッピングで非常にはやりまして、随分売れたようでございますが、これについて国民生活センターがテストしてみた結果が次のページにございます。

国産品のところについて、これは鑑定を受けているといいですか、皆鑑定を任意で受けておりまして、これについては一応表示どおりの性能があったわけでございますが、輸入品については、特にてんぷら油火災については消えると言っていたのに消えない。ストーブ火災については、特に記述はなかったわけですが、これも消火できないということがございましたし、特にてんぷら油火災については炎をあおってしまうという非常に大きな欠点がございまして、これはテレビニュースでも何度か出ましたので、御記憶のある方もいらっしゃると思いますが、そういうことに

なってしまいまして、こういうものについては検定はやっていないわけですが、任意ですとこういうことになるという例として参考にお配りいたしました。

以上です。

○白石委員 どうもありがとうございました。それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○安念専門委員 素人なので教えていただきたいんですが、この検定というのは、例えばどういう機器について、具体的にどういう人がどういうことを具体的な作業として行うのでございますか。何かわかりやすい例で1つ教えていただけませんか。

○小林予防課長 消火器でもいいんですが。

○安念専門委員 消火器は、普通に家庭にある消火器ですか。

○小林予防課長 家庭にあるものは小さいもので、事業所にあるものを家庭でも買っていていただいているものもあると思いますが、とりあえず事業所向けのものだと考えていただきますと、ある程度の大きさのものがありますので、それについてどのくらいの消火能力があるかというようなことについて逐次基準がございまして、それが本当に消えるかどうかというようなことについてチェックをします。

あと、どういう品質でできているかとか、どういう材料でできているかというようなことについても基準がございまして、それについてチェックをして、合格であれば一応型式を取って、それについて、あとは一般に出てくるものについて検定を行っていきます。同じものが出ていくかどうかということについて、チェックをするというようなことをやっております。

○安念専門委員 それは一個一個行うんですか。

○小林予防課長 一個一個といいますか、思想的には一個一個ということですが、勿論一個一個やっていたら一つも消火器は出ませんから、抜き取り検査をします。抜き取り検査をして、成績がよければどんどんどんどん抜き取り個数を、ロットを大きくしていくということになります。

○安念専門委員 それでは、言わば一種の確率的な施行ということですね。わかりました。

○原主査 消火器メーカーというのは、どれぐらいありますか。

そして、実際には5年ぐらい経ったらやはり消火器の中身の品質が変わってくるということでしょうか。交換してくださいというようなことをよく言われて、それで交換すると中の液剤はまだ使えるからというので、リユースと言うとおかしいですけれども、また再度使われたりというふうにしているようなんですが、業界自体についても安念先生に引き続いてわかりませんので。

○小林予防課長 幾つかというのは、ちゃんと知らないとなれんですが、10社ぐ

ら이었다と思います。一応耐用年数というのはありませんから、目安としては7～8年ぐらいでお替えになった方がいいということですが、チェックしていただいて、使えるということであれば20年でも30年でも使えます。

消火器が破裂することに関して、古くなってくると腐食して、握ったときにばんと圧力がかかるものですから、ロケットのようにばんと放射してあごの骨を折ったり、そんなことがときどきございますので、チェックについては別途点検をきちっとやっていただくということにしています。

○白石委員 安念先生の御質問に絡んでなんですけれども、自動車のように製品ができたときに型式検査というんですか、いろいろ性能テストをして、消火能力をテストして、どうしてそれだけでOKではなくて、またサンプリング検査を重ねてされるわけですか。

○小林予防課長 結局、火災というものの特殊性だと考えていただければよろしいと思うんですが、火災というものはときどきしか起こらないわけです。そのときに、その場でもって使ったものが、100%の確率でといいますか、100%の成功率を期待しないと具合が悪かろうと。

しかも、火災が起きるまでは、そのものが本当に使えるのかどうかということについてはわからないわけです。極端なことを言えば、中に石ころが入っていても本当はわかりません。それがブランドと、あるいは、今だと検定していますので、検定のラベルを見て、一応ちゃんとしているんだということを皆さんが信用してお買いになるということになるのかと思いますが、そういう性質のもので、それはテレビだとかラジオだとかというものとはちょっと違うものだと思います。

○白石委員 ちょっと御説明がわからないんですけれども、できたときに一つ試作品みたいなものがあって、これは油火災にOKとかストーブ火災にOKかというふうに、最初上がってきたものを5本ぐらいいろんな火災に試してみて、どうしてそれでOKではないんですか。

○小林予防課長 それは型式といいますか、要するにこの設計のものが、こういうふうにつくればそれが消えるということはわかります。それと同じものをつくっているかどうかということです。同じものをつくっているかどうかということについて、一定の確率的に見て、同じものであるということをチェックしていかないと、世の中に出してはまずいというように考えております。

例えば、自動車などですと、普段使っていますね。ですから、ここは具合が悪いとか、あそこが具合が悪いとかということがだんだんわかってきますし、どうも具合が悪いと思えば三菱から日産に乗り換えるとかというようなことができてくるわけですが、消火器といいますか、消火器だけではないんですけれども、消防設備についてはそういうことが普通はできなくて、買ってしまえば火事になるまで使いません。

○白石委員 今回の御説明では、「７．当該事務事業を廃止した場合の影響」の中に「個々の製品について安定的な検定制度によってその性能が保証されていることが必要」というふうに書かれているんですが、性能ではなく、その製品がきちんと基準を守られているかどうかの検査をされているという理解でよろしいですか。

ここに書かれていることと、今の説明というのはそこを来しているような気がするんです。同じものをつくっているかどうかの検査をされているわけですね。

○小林予防課長 まず、型式について性能がきちんとしているかどうかをチェックして、それから個別に出ていくものについて、それが型式試験を受けたものと同じ性能があるかどうかということをチェックするという２段階になっております。

○白石委員 その検査方法というのは、製品を見ただけでどうしてその性能がわかるんですか。同じものかどうかというチェックをする方法論というのは、具体的にどんなことをされているんですか。

○小林予防課長 それは、型式についてはかなり詳細な試験基準が書いてありますが、それについて全部のものについてやるわけにはいきませんので、一定のロットの中でもって抜き取りをして、それについて幾つかの試験をすることによって同じものであるということを経験的に判断します。それはJISの抜き取り何とかというようなものがありまして、それに従って確率的に同一のものであるということを経験的に判断しているということになります。

○白石委員 どうぞ。

○鈴木主査 私も自分の家で、私がいなかったときでしたが、小火をやったんです。家族が走り回って、消火器を貸してくださいと言ったら、たくさん持ってきてくれたのです。だが、噴射しないものがあった。

○白石委員 それと、９番に関係しているところなんですけれども、一定水準以上の性能を有する規格について、国としてこれを保証することが一般の信用を保つことになる。火災も人命に関わるもので、自動車もそうだと思うんですが、それでは自動車の車検なども国の工場であればOK、民間の工場であれば危ないという論理になってしまうわけです。きちんとスタンダードを国が決めて、それを民間が検査するという方法論ではどうしてダメなんですか。

○小林予防課長 それで結構です。

○白石委員 それでは、何で民間が参入できないような理由が、ここにあるわけです。一応参入してもいいというふうに言われて。

○小林予防課長 それは参入してもいいというふうにしましたから、民間でもどんどん来てくださいとか。スタンダードを決めるのは国が決めます。

○白石委員 その参入できない主たる理由としては、どんなものがあるとお考えですか。

○小林予防課長 結局、かなり特殊なジャンルで、それで試験方法が決まっていま

すから、それにしたがって試験の機械を準備するとか、それから技術者を養成するとか、そういうようなことをやるのがなかなか大変なのではないのかというふうに想像しておりますし、それから、これは特に新しい建物に付けることによって需要が安全にできているというような面がありますので、建築がこれから余り期待できないとすると、要するに余り成長する分野ではないわけです。そうすると、たかだか 18 億円で、検定そのものは 10 億円ぐらいだと思いますが、そういうところにそういう設備投資をして人を養成して入ってくるというところがないのではないのかというふうに想像しております。

○安念専門委員 私も、要するにロットというのはかさが小さ過ぎて新規参入する魅力がないというのが一番だろうと率直に言って思います。

ただ、いろいろ特別な法人をつくって国がコミットしてやっておられることのリジットマイズする理由はわからなくはないんですけども、考えてみると、検査をしていることがどれだけ有意性があるかというのは実は難しい問題で、例えば消火器などを考えると、実は大部分は一生使われなくて終わるわけですね。

○小林予防課長 それを期待しているわけです。

○安念専門委員 勿論そうです。その場合は使われなわけですから、活躍の場が終生なしで終わるわけですから、性能を発揮したかどうかはそもそもわからないわけです。

○小林予防課長 そうです。

○安念専門委員 一方、実際に使われたときには、一体噴射したかどうかということを一いち多分追跡調査はしないでしょう。

とすると、実は、検定という名前を使うかどうかは別ですけども、イグザミンすることがどれだけ有意なのか、実はわからないんです。ほうりっ放しにしても、統計上有意な差異が大して生まれないかもしれないわけです。

○田中室長 検証不可能です。

○安念専門委員 検証不可能なんです。だから、それは要するに検証が不可能だという、それだけの話になってしまうと私は思うんです。

○白石委員 どうしてメーカーの自主検査ではだめなんですか。

○安念専門委員 だから、私はそれでいいのではないのでしょうか。だって、10 社しかないんですから、ものすごく乱立しているのなら別です。

○小林予防課長 消火器だけに議論が集中していますが、消火器以外にもいろいろやっているわけですけども、なぜ民間企業の自主検査ではだめかではなくて。

○安念専門委員 何でもとも検定が要るかです。

○小林予防課長 民間企業の自主検査ではだめかということについてですけども、やはりこれについては、民間企業が検定協会によって検定しております。これについては。

○杉田補佐 それでは、私の方から言いますけれども、火災の特殊性というところを今一度御説明させていただきます。

自動車事故の場合、例えば自動車が衝突したと。その人の死亡あるいは物損ということですが、やはり火事の場合、一戸被害があると、当然延焼の可能性がありますので。

○白石委員 自動車も周りへの被害があります。

○杉田補佐 それは大火とかにもつながりますので、例えばこのビルでも火災になったときに、不特定多数の者が一気に亡くなるわけですから、設置者だけの責任ではないということで、非常に公的な責任の強い分野ということが1つです。

一方で、この消防法令の消防用設備につきましては、ともすれば最低水準のものを付けたがるという、やはり企業の行動傾向というものがあるのも否めないと思うんです。

私ども、やはり企業の方とお話ししていて、少しでも安い設備をできるだけ基準すれすれの設備をとというニーズが実際の市場で多いのも確かですので、やはりそこは一定の歯止めというのが、自動車とは違うところだろうと思います。

○白石委員 それでは、基準をお上げになればいいのではないですか。

○杉田補佐 ですから、基準をそこに置いていますけれども、それが守られるかどうかということを国として確認するために検定制度が必要であるというふうに申し上げております。

○白石委員 その現行基準がぎりぎりで、人命に対して。

○杉田補佐 現行基準がぎりぎりと言っているのではありませんで、製造する企業はその水準の。

○白石委員 企業が守るべき基準をおつくりになっているのは国なわけですね。それに対して、不安がおありになるということですね。すれすれのものを踏襲すれば、何らかの不安があるものを現行守っていらっしゃるということですね。

○杉田補佐 すれすれ、あるいは少しでも低く、安価なコストで性能に支障があるようなものをつくりたがる傾向はあると思います。

○鈴木主査 だけれども、それは国で見てもわからないではないですか。国が見ても、まさか100個つくったうちの全部をやるわけにはいかない。

○杉田補佐 あと、先ほどの事後チェックは、車ですと事後チェックは当然、故障しているとリコールがあると。

○鈴木主査 だから、車は全車動かして検査できるが、消防機器の場合にはやれないでしょう。

○杉田補佐 ですから、事前チェックが重要ではないかということを言っているわけですが。これは事後チェックができないわけです。

自動車ですと、事故が起きた。故障をメーカーが究明する。当然、国交省も調査

に入る。それで原因が究明されまして、それで企業なり……。

○鈴木主査 それでは、私の家のときに検定して合格していたはずですが、噴き出さなかったものは。

○杉田補佐 例えば消防用設備の場合、私も経験があるんですけども、ある火災事故現場で使用者が非常に混乱するので、操作が普通でもなかなかうまくいかないということがありますので。その火災現場で皆さんがとっさにうまく操作したかどうかは私どもわかりませんので。

○白石委員 例えば、自動車の事故の場合は、事故調とかを置いてメーカーが言及しますね。消火器で作動しなかったら、それでは消火器メーカーと検査をしているこちらの協会の瑕疵があるわけでしょう。

○杉田補佐 そのために、火災原因調査というものがございまして、消防法に基づきまして消防本部あるいは県知事あるいは消防庁長官です。例えば、この前の歌舞伎町火災のようなものが仮に消防用設備の不作動が原因だとしたら、それは重大な問題ですから、それを契機に、むしろ国が積極的に調査すべきだということで、そういう動きになっていますので、私ども、もしそういう事例があれば積極的に調査して、原因究明して、きちんと反映していくと。

○白石委員 今まで調査をされた例はおありになるんですか。

○杉田補佐 例えば、この前のドン・キホーテ火災です。ああいうものの調査に消防研究所という科学的な知見を持っている機関と入っております。

○白石委員 ドンキのときは放火だったわけですね。

○杉田補佐 放火ですけども、例えば消防用設備の不作動があったかなかったかとか、当然屋内消火栓はありましたし、あそこは自火報もありましたので、そこがうまく作動していたかというのは当然、そういう視点も持ちながら原因調査をするわけです。

○鈴木主査 だから、消火器が全部噴くとは限らないということをはっきりしておいてくれた方が親切だということなのですが、それよりも噴かなかったメーカーの責任を追及することです。消防庁としてやることがあるとしたら、あのメーカーのものが噴かなかったということをPRすることの方が使命ではないかと思います。

○杉田補佐 今、消火器に話が集中しているんですけども、例えばデパートの自動火災報知設備というものを想定していただくと、ある階で火事が起きたと。それで自動火災報知設備が作動しなかったと。これで1分報知が遅れると、恐らく死者が数十人単位で増えるわけです。それを防ぐために、事前チェックの検定制度があるということです。

仮にそれが事後検証可能あるいは日ごろばちばち押していて、電話のように不通があった、メーカーに苦情を申し立てられるというのであれば、私どももそのような制度は必要ないと思いますけれども、先ほども言いましたように、デパートです

とか病院ですとか、今回検定制度をやっておりますのは、まさしくそういう不特定多数の者の利用する設備に付けるものを中心に行っておりますので、仮にそれが一個機能しなければ恐らく死者は 10 人単位で増えると思います。

そうなったときに、損害額も増えますので、先ほどの検定制度に要するコストがどうなのかというのは、事後検証は不能ですけれども、どう見るかというのはいろんな考え方があると思います。

○白石委員 この協会設立年は、昭和 38 年、四十数年前ですね。その当時は、やはり企業の社会的責任とか製造物責任の概念は希薄だったわけですが、それから四十数年経って、この協会の当初の設立意義というものは若干希薄化しているように思うんですが、その辺りはいかがですか。そういう粗悪品が多かった時代ともはや時代は変わっていますね。

○小林予防課長 設立意義という点では、先ほど言いましたように、制度的には民間開放をどんどんやっています、他の民間の方も入ってきてほしいということで制度的な開放をしていますから、そういう意味では変わっていることに対応しているというふうには思っています。

○白石委員 ここの内部の組織の効率化とかリストラとか、そういうことについて鋭意努力はされていらっしゃるでしょうか。

○杉田補佐 例えば、こちらの検定協会というのは建物があるんですけれども、それにつままして、本来ですと建て替えるべきときなんですけれども、建築市場とかも当然多くありませんし、検定料を上げるというような社会情勢でもありませんので、当然そこら辺はコストを抑えるという意味でむしろ建て替えは行わない。耐震補強のみで済ませるとか、人員の採用は当然そんなに増やしておりませんし、昔の検定実施体制からそんなに変えておりません。

○白石委員 昭和 38 年当時は何名だったわけですか。現行は 91 名ですね。

○杉田補佐 手元にないんですが、30～40 名程度だったと思います。そこから高度成長を経て、これだけ建築市場が増えて、検定件数は増えておりますけれども、90 名で。

○小林予防課長 検定個数との関係で比例するといいますか、その関係でもって増加しているのだろと思いますが、データについては後ほどまたお渡しをしたいと思います。

○鈴木主査 だけれども、91 名程度でどれだけ仕事ができるのでしょうか。

○大橋専門委員 後ほどお願いしたいんですが、先ほどおっしゃった検定料の推移といいますか、あるいは特に標準的な消火器を取って、その検定料がどういうふうに移しているのか。それと、検定料というのはどういう算定根拠で出されているのか、大ざっぱでもいいですから、教えてください。

○杉田補佐 検定料の算定根拠については、昭和 38 年当時の手数料を基に物価上

昇率ですとかそういうものを勘案して見直しているんですが、これは内閣官房等からも聞かれているんですけども、昔の法改正、政令改正時の資料が散逸してなかなか見当たりませんで、ちょっとすぐに対応するというのは難しいかと思います。

○鈴木主査 私の意見としては、そういう91名程度でほとんど詳しい検査もできるわけがない。むしろそんなことはおやりにならずにメーカーの責任を厳しく問うというのが本来の筋ではないかということです。

○小林予防課長 今の先生のお話、それは消防本部の方に火事だということでもって通報されましたか。

○鈴木主査 消防がやってきたときまでに、皆さん協力してくれましたから、1部屋を焦がしただけで鎮火しました。

○小林予防課長 それはいつごろでしょうか。消火器が噴かないということであれば、そういうことを言っていたら記録に残っておりますから、ただ私どもの方、そういうことを全然報告を受けておりませんので、私の経験ですと、実際に消火器が噴かなかったとかというのはないんです。それから、例えば自動火災報知設備が発報しなかったとか、スプリンクラーの水が出るべきところが出なかったとかというのは。

○白石委員 そういう現場情報は、協会の方に上がってくる仕組みにはなっていないんですか。

○小林予防課長 それは全部、消防機関が火災原因調査をしますから、火災として通報のあったものについては、それでおかしいものがあれば私どもの方に上がってくることになっています。

○白石委員 おかしいものの判断基準は、どこに委ねられているわけですか。

○小林予防課長 それは消防機関です。火災原因調査をしますから、火災原因調査の中でもって火災がなぜ起きたのか、なぜ拡大してしまったのかというようなことについて全部一件一件調書を取りますから、その調書についておかしいものがあれば私どもの方に言ってきてもらうことになっております。

○白石委員 上がってきたデータは、次の検査とか検定などに科学的にどういうふうに活用されていますか。

○小林予防課長 ですから、そういうものが噴かなかったということは私どもの経験ではありませんから、ただ、もっと性能をよくした方がいいとか、要するにきっかけの問題としていろいろな経験から出てくる場合はあります。

○白石委員 今までの過去の事例とか現場での経験が上がってきて、研究して、91名の中でどういうふうに検査などに生かしていこうかというのが普通の民間の発想ですね。

○杉田補佐 火災現場をごらんいただくとわかると思うんですけども、ほとんど灰になるわけです。それを事後検証できる対象がほとんどないということを御理解

いただきたいと思います。

我々も、当然、先ほど言った火災原因調査権という権限を行使してそういうことをやる体制を整えておりますけれども、例えば新宿歌舞伎町火災でも消防設備が灰になって、ないわけです。あれも最終的に放火かどうかというのは断定されていないわけです。

火災というものは、そもそもそういう事後検証ということが不能な分野だと。実際の火災現場に行って見ていただくとわかると思うんですけれども、そこは御理解いただいた方がよろしいかと思います。

○原主査 私は、10年以上ずっとP L法関連をやってきたものですから、それで随分自動車事故と火事を見ておりまして、消防の担当の方ともいろいろお話し合いをしまして、おっしゃられたように、確かに火事になった後はなくなって、なかなか検証は難しいというのはあるんですが、先ほど情報が入ってくるとおっしゃったんですが、そういうことを私はいろんな場面でお聞きしていても、消火器が本当に役割を果たしたかどうかということまでは、私は消防署の人はきちんと見ていないというふうに思っています、だからその情報というものは、鈴木さんのお宅のように、みんな口では言っていますけれども、何かきちんと集まるような仕組みにはなっていないのではないかと。

○杉田補佐 例えば、消火器も昔はいろいろ縦抜き、横抜きとかがあったわけです。そういうときに、災害現場、火災現場で非常に混乱したときに、それを統一しておかないと困るだろうということで、何年前かに改正しまして、すべて縦抜きというように、それも実際の火災現場とかいろんな人の声を聞いて改善をして、検定協会と私どもがいろいろ意見交換をして、技術上の規格を改定するということをやっておりますので、そのP D C Aとかそういうサイクルがないというわけではありません。

○白石委員 縦抜き、横抜きぐらいは、声を聞かなくても人間工学でそんなものはわかります。

○安念専門委員 何度も申しますが、理論的には検定を受けた対象群とそうでないものとを比べて、いざというときの働き方に有意な差があるかがすべてなんです。それが立証できなければ、全部水かけ論です。

そちらの言うておられることが結果としては正しいのかもしれませんが。我々が正しいのかもしれませんが。それはやらないことにはわからない話であって、それは規制を正当化しようとおっしゃる方々が、やはりそれはおっしゃるでしょう。

それから、いろいろおっしゃいますけれども、私は、欠陥がわかったときには手遅れという財というものはほかにもあります。

○小林予防課長 火災の場合は、ほかの事故と違うのはどんどんどんどん拡大していくということがありまして、例えばこの間、何か月か前にスペインのマドリード

の超高層ビルの火災があったと思いますが、あれは結局中間階でもって火災が起きたものが消し切れないでいるうちに1本丸ごと燃えてしまって、結局崩れ落ちてきたわけです。火災というものはあそこまで拡大してしまう。被害が物すごく大きくなる。

あれは、たまたまだれもいなかったのよかったです、スペインの悪口を言うわけではありませんが、ろくな消火・消防設備が付いていない。それから、防火区画ができていないということで、向こうの法の不備だったということで、今、改正しているようですけれども、ああいうところまで行ってしまうということを言いたいんです。

だから、結果が一つ間違えるとそこまで行ってしまう可能性があるということを前提として、この制度ができていうふうに御理解いただきたいと思います。

○安念専門委員　ですから、それは火災の性質を御説明になっているんです。検定の有意差を御説明になったことには全然ありません。

○小林予防課長　ですから、火災の場合には例えば1つの消火器が働かない、あるいは1つのスプリンクラーヘッドがきかない。そういうものがあそこまで行ってしまう可能性があるので、一つひとつのものについて100%の確率を要求しているというふうにお考えください。

○安念専門委員　抜き取り検査ですから、そもそも100%の確率を要求していないんです。

○小林予防課長　確率論的に100%だということです。

○安念専門委員　確率論的に100%だとかはあり得ません。

○白石委員　サンプル検査で100%という有意差がある検査などできないでしょう。

○小林予防課長　ですから、その100%は概念上の100%だというふうにお考えいただければと思います。

○安念専門委員　ですから、何度も申し上げますが、火災の性質はおっしゃっていることはそのとおりです。私も非常に怖いものだと思いますし、事前に万端の備えをしておかなければいけない。それはおっしゃるとおりです。全然異論はありません。

問題は、怖いものということとはよくわかりますけれども、それでは検定制度が有意かどうかというのは全然証拠がないということを申し上げているだけです。

○杉田補佐　それでは、一個一個すべての消火器を放出すると、それは成り立たないわけです。

○鈴木主査　抜き取り検査というのは、母数に対して何%抜き取るのですか。

○杉田補佐　企業と対象品目によって、これまでの積み重ねで。

○鈴木主査　その例を出してみてください。

○杉田補佐 ちょっと確認できませんので、代表的な品目をお出しさせていただきます。

○鈴木主査 抜き取り検査のルールはあるでしょう。

○杉田補佐 あります。これは実質基準で、それこそまさに科学的な根拠に基づいて。

○鈴木主査 それでは、家庭用の消火器をベースとして抜き取り検査は母数に対して何%やるかが質問1。

それから、そのときの抜き取り検査で不合格になったものが現在までにどれほどあったのが質問2。

質問3。消防庁としては、現在の検定というもので、そういうシステムの上を通ったものについては100%オペラブルだと、つまり、作動すると信じておられるのか。以上、教えてください。

○杉田補佐 まず最初に、抜き取り個数はケース・バイ・ケースで一定の規模かと思えますけれども。

○白石委員 それは後ほど、データでお出しいただいた方がよろしいと思います。

もう一点付け加えますと、検査をされたものに関して、検査があるにもかかわらず不具合で上がってきたものがあるかどうかというのも押さえていらっしゃるでしょうか。

○小林予防課長 押さえています。それは要するに、検定をやったときに、チェックしたときにあるロットから抜き取ったものが不合格である場合にも、そのロット全体が悪いということでもたまたこれをやるという一定のやり方が決まっているものですから、それについて。

○白石委員 それでは、それも併せてお願いしたいと思います。データがあった方がお話ししやすいと思いますので。

○小林予防課長 データを出させていただきます。

○安念専門委員 統計学上の検定の仕組みを使っておられるわけですか。

○小林予防課長 勿論そうです。

○白石委員 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。